



発行日

保証書番号 No K 075482

シロアリ保険付

シロアリ防除保証書

お客様名

様

お客様住所

保証人 本社 奈良県橿原市四条町805番地
 株式会社 **ガイセイ**
 代表取締役 森本健司
 TEL 0744-23-7420
 FAX 0744-23-3760

このシロアリ防除施工は、当社のシロアリ防除標準仕様書に基づいて実施いたしましたので、下記の通り保証いたします。なお、保証に関しましては、裏面の保証条件に従って行われます。

引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

記

1. 保証内容

- (1) 施工した建物にシロアリが発生した場合は、発生部分を無料で再施工いたします。
- (2) シロアリが発生して建物に損害があり修復が必要な場合は、500万円を限度として修復費用を保証いたします。
- (3) 保証の対象となるシロアリの種類は、ヤマトシロアリとイエシロアリの2種といたします。

2. 保証期間

より5年間

3. 保証の対象

| | | |
|------------|----------------|--|
| シロアリ防除施工 | 年月日 | |
| | 面積 | |
| 施工した建物の所在地 | (上記と異なる場合のみ記入) | |
| 備考 | | |

4. その他

上記「2. 保証期間」「3. 保証の対象」欄が未記入のものは無効です。

保証条件

- (1) 本保証書は、保証書表面記載の「保証人（施工者）」（以下「当会社」という）が施工したシロアリ防除施工範囲のみの保証であり、施工範囲以外（建物の構造上、シロアリ防除施工が完全にはできない場所を含む）からのシロアリの発生に関して保証するものではありません。
- (2) 増・改築または修繕部分の保証
 - ①シロアリ防除施工した建物を増・改築または修繕（以下「増築等」という）した場合で、その部分に必要なシロアリ防除施工を行わなかった場合、または他の施工者が施工した場合は、増築等が完了した時に遡って本保証は失効します。
 - ②増築等をする前の建物へのシロアリ防除施工を他の施工者が行っており、当会社によるシロアリ防除施工が当該増築等をした部分のみに対するものである場合は、本保証は適用されません。
 - ③増築等をする前の建物へのシロアリ防除施工を当会社が行っており、今回増築等した部分のみにシロアリ防除施工を行った場合、当該増築等をした部分の保証は、増築等前の建物に対する保証（以下「従前の保証」という）期間終了までとします。
 - ④増築等した部分だけでなく、建物全体にシロアリ防除施工を行った場合は、建物全体が本保証の対象となります。なお、この場合従前の保証がある場合には本保証のみが適用されます。
- (3) 施工した建物および同一敷地内の保守状況に変更が生じた場合は、保証が適用されなくなりますのでご注意ください。（保守状況の変更とは次の事項などです。）
 - ①雨漏り、水漏れまたは家屋損傷が原因でシロアリが発生した場合。
 - ②水害、地震などの天地災害により、シロアリ防除効果が滅失したと考えられる場合。
 - ③土壌処理してある土を搬出、掘り返し、もしくは盛土した場合または建物に関連して防蟻処理をしていない杭を打ち込んだり、棚などを作ったり、古材もしくは切り株等が原因でシロアリが発生した場合。
- (4) 書籍、家具類などの動産は本保証の対象外です。
- (5) シロアリ防除施工日以降に取り付けた造作材、木製サッシ枠、玄関ドア枠などは本保証の対象外です。
- (6) 建物の外周（基礎外部面）などシロアリ防除施工を行わない箇所からシロアリが建物に侵入し、被害を与えた場合については本保証の対象外です。
- (7) 建物外部面に付属する工作物（ウッドデッキ、物置小屋等）などは、本保証の対象外です。
- (8) 敷地内の樹木、クイ、門柱（板塀を含む）などは本保証の対象外です。

【その他注意事項】

- (1) 本保証書記載の建物所有者や住居表示に変更があった際は、速やかにご連絡ください。
- (2) 修復期間中の仮住まい費用、慰謝料および逸失利益など、損傷した建物自体の損害以外の損害は本保証の対象外です。
- (3) 既にシロアリの被害に遭っている旧被害箇所の部材については、本保証の対象外です。
- (4) 万一シロアリが発生した場合または発生の疑いがある場合は、そのままの状態にて速やかにご連絡ください。連絡なく修復された場合には、本保証の対象外となります。